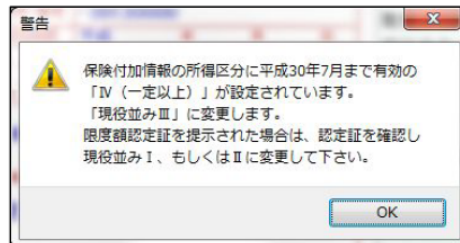


● メッセージについて

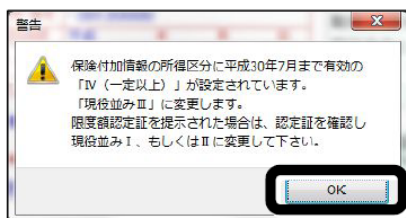
「所得区分」が「Ⅳ(一定以上)」に設定されている患者さんを、平成30年8月以降に呼び出した場合、下記の警告メッセージが表示されます。

【OK】をクリックすると、「現役並みⅢ」に自動設定されますので、患者さんの所得区分を確認し、「現役並みⅠ」または「現役並みⅡ」の場合は必ず【保険付加情報】タブ画面にて設定してください。



設定手順

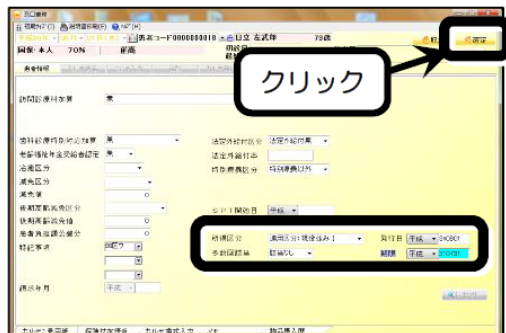
例)「適用区分:現役並みⅠ」に設定する場合



- 1 平成30年8月以降、左図のメッセージが表示されたら、【OK】をクリックします。

クリック

- 2 患者さんの所得区分を確認後、患者情報画面の【保険付加情報】タブをクリックします。



- 3 「所得区分」欄にて該当の所得区分/発行日/期限を設定後、【確定】をクリックします。



「適用区分:現役並みⅡ」または「適用区分:現役並みⅠ」に設定した場合は、「発行日」および「期限」に日付を設定してください。